

令和3年
第3回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和3年3月29日（月）午後2時～

2. 場 所 南九州市頬娃保健センター

3. 出席委員（18人）

会長	1番	松村 孝徳				
会長職務代理	2番	永山 明美				
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番	松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番	松蔭 勝郎
	9番	桝山 俊孝	11番	今市 範男		
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	14番	月野 貴大
	15番	池田 慎	16番	下之門 信洋	17番	東垂水美智子
	18番	雪丸 泰親	19番	大隣 初美		

4. 欠席委員（1人） 10番 東垂水 勝秀

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第18号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第19号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第20号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定について
- 日程第8 議案第21号 農地法第5条許可の取消について
- 日程第9 議案第22号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第10 議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第11 議案第24号 下限面積（別段の面積）の設定について

- 日程第 12 議案第 25 号 事務局職員の任命について
- 日程第 13 令和 3 年度農業委員会当初予算について
- 日程第 14 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 藏元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。東垂水勝秀委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 3 年第 3 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 126 ページを御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 (諸般報告を行う。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立

ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、2番 永山 委員、3番 福元 委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日3月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先ず、3ページでございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。

貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

所有権移転によるもの1件、耕作者変更によるもの1件となっております。地目の内訳は、畑3筆 3,148m²で、全て穎娃地域です。

続きまして5ページから10ページでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が35件ございました。

貸人は、大阪市〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの19件、借人主導によるもの16件のうち、農地中間管理機構への載せ替えが1件となっております。地目の内訳は、田23筆 21,526m²、畑42筆 74,375m²の合計65筆 95,901m²で、穎娃地域11件、知覧地域12件、川辺地域12件です。

なお、各ページの一番右端備考欄に記載があります筆が、後ほど審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議長　只今の事案について、質疑はありませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長　続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長　資料は12ページから17ページで、今回は、新規認定2件、再認定13件であります。

一覧表は13ページ、新規認定個別表は、14ページになります。

まず、整理番号1、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶125a、オクラなどの経営を行っていますが、今後は、オクラやいんげんの経営面積を増やし経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。現在、茶1,030a、澱粉用甘藷550aの経営を行っていますが、今後は、茶2,000a、澱粉用甘藷600aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

2件それぞれの経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定13件の個別表は、資料の15ページからになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議長　只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長　これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第18号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。まず、永山委員お願いします。

永山委員

報告いたします。19 ページの審議番号 1 番です。関連資料は 20 ページから 22 ページになります。

申請人は、南さつま市の ○○会社○○○○です。

申請地は、知覧町○○○○番○ 外 48 筆、山林 21,782 m²、宅地 4,032.86 m²、雑種地 2,053 m²、田 682 m²、用悪水路 542 m²の合計 29,091.86 m²で、○○○自治会西側に位置します。

申請人は、申請地一帯で畜産業を営む法人であり、既に整備済みの調整池及び牛舎の一部で農用地区域に入っていない筆と、事業の拡大に伴い7期の工事に分けて増設する調整池及び牛舎のうち、1期工事の調整池及び3期工事の牛舎の一部で、農用地区域に入っていない筆について、農業用施設用地へ編入するものです。

1期工事の調整池の北側、西側は農道に、東側は排水路に、南側は既設牛舎に接しています。3期工事の牛舎の一部の北側、東側、西側は雑種地に、南側は農道に接しています。

現状のままで利用するが、擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は調整池を介して既設排水路へ放流し、ふん尿・堆肥は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

工事は今年6月着工で、令和5年3月末完成予定とのことです。

続きまして、審議番号2番です。関連資料は 23 ページから 25 ページになります。

申請人は、審議番号 1 番と同じく南さつま市の○○会社○○○○です。

申請地は、知覧町○○○○番 外5筆、畠 24,592 m²で、○○○自治会西側に位置します。

申請人は、事業の拡大に伴い7期の工事に分けて増設する調整池、牛舎、堆肥舎のうち、2期工事の堆肥舎1棟及び3期工事の牛舎5棟を建築しようすることから、用途区分を農業用施設用地に変更するものです。

2期工事の堆肥舎の北側、東側は畠に、南側は農道に、西側は既設堆肥舎に接しています。3期工事の牛舎の北側は畠、既設牛舎に、東側は宅地に、南側は畠に、西側は農道に接しています。

被害防除については、審議番号 1 番と同様の対策を講じるとのことと、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

工事は今年 12 月着工で、令和5年3月末完成予定とのことです。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、松薦委員お願いします。

松薦委員

審議番号3番と4番は関連がありますので、一括して報告いたします。関連資料

は 26 ヶ月から 31 ヶ月になります。

申請人は、大島郡伊仙町の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○○○番○ 外3筆、畝 3,187 m²及び 字○○○○番○、畝 777 m²で、○○○自治会西側に位置します。

申請人は、申請地一帯で畜産業を営んでおり、規模拡大を図るために、牛舎を建築し、併せて牛の運動場を整備しようとするから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

審議番号3番の申請地の北側は牛舎、畝に、東側、南側、西側は市道に接しています。

審議番号4番の申請地の北東側、北西側は牛舎に、南側は市道に接しています。

審議番号3番は、西側市道側溝へ勾配を取るため 1.5m 程度の盛土、切土を行うが、畦畔を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で西側市道側溝へ放流し、ふん尿・堆肥は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

審議番号4番は、現状のままで利用するが、畦畔を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で南側市道側溝へ放流し、ふん尿・堆肥は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については、建築物を設けないので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番の農用地区域への編入につきましては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農業用施設及び増設する農業用施設であることから、妥当な変更であると判断されます。

審議番号2番から4番につきましては、申請地一帯で畜産業を営んでおり、規模拡大を図るための申請であることから代替地の検討はしていませんが、養畜の業務のために必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当することから、妥当な変更であると判断されます。

なお、審議番号2番につきましては、資金調達計画が整い次第、転用許可申請がなされる見込みです。審議番号3番、4番につきましては、同時に5条転用許可申請がなされております。

補足説明を終わります。

議長　只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第18号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適當意見とすることに御異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり

議長　異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、申請どおり適當意見とすることに決定いたします。

議長　次に、日程第6 議案第19号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長　説明いたします。33, 34番の所有権移転11件でございます。

譲渡人は、指宿市の○○○○○さん、譲受人は、穎娃町○○の○○○○○さん外の申請です。

地目の内訳は、田4筆 915m²、畑11筆 7,517m²の合計15筆 8,432m²で、理由につきましては、規模拡大8件、受贈2件、空き家物件に接続する農地の取得1件です。

取引価格につきましては、10a当たり91千円から1,478千円で、地域別では、穎娃地域5件、知覧地域2件、川辺地域4件でございます。

ただいまの1,478千円の案件は33番の審議番号7番の2筆744m²で1,100千円の取引価格でございます。

なお、農地法第3条第2項各号に該当するかの判断につきましては、提出されました35番から41番の調査書、営農計画書及び誓約書に基づき確認し、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

また、42番につきましては、審議番号11番の空き家物件に接続する農地の取得を理由とする申請地の図面になります。これにつきましては、空き家が建っている宅地○○○番及び○○○番と接続する、空き家所有者の農地○○○番を同時に取得する場合に、「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」及び「営農計画書」を添付し、取得後5年間は所有権移転及び農地転用を認めないことを条件に、下限面積を1m²とするものです。

説明を終わります。

議長　只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第19号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり

議長　異議なしと認めます。
よって、議案第19号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長　次に、日程第7 議案第20号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。雪丸委員お願いします。

雪丸委員　報告いたします。44番の審議番号1番です。資料は45番から47番になります。

申請人は、知覧町○○の○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○○○番○ 外1筆、畝 1,935 m²で、○○○自治会に位置します。

申請人は、市内で製茶機械を製造・販売する会社を経営しており、平成30年頃から農地法の許可を得ないまま、製茶機械の廃材仮置場及び近隣の運送会社従業員の通勤車用の貸駐車場として利用していたことから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側は畝に、南側は宅地に、西側は県道に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長　ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、追認での申請であることから該当ありません。
周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。
立地基準につきましては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に隣接しており、3戸以上の住宅等の敷地が、それぞれ概ね 50m 以内にあることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが合意に至らなかったとのことです。
なお、本件につきましては、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。
補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 20 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定については、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。
よって議案第 20 号に係る案件については、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 8 議案第 21 号 農地法第 5 条許可の取消についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。資料の 49 ページから 51 ページでございます。
令和3年2月 26 日付け南九州市指令農委第5-9号で5条転用許可を受けた筆につきまして、取消願が提出されております。

申請人のうち譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、愛知県名古屋市〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、田 349 m²で、転用目的は駐車場の整備、権利の種類は所有権移転です。

取消理由につきましては、申請人が経営する電化製品等を販売する会社の駐車場として利用する計画であったが、既存の倉庫が近隣の大型店舗開発に伴い取り壊しとなったため、電化製品等を保管する業務用倉庫を建築する必要が生じ、改めて転用申請するとのことで、今回、同時に業務用倉庫建築での5条転用許可申請がなされております。

なお、取消願のあった土地につきましては、現に農地のままで、所有権移転もなされていないことを確認しております。

説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第21号 農地法第5条許可の取消について申請どおり取消を許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第21号に係る案件については、申請どおり取消を許可することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第22号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。福元委員お願いします。

福元委員 53ページの審議番号1番と2番は関連がありますので、一括して報告いたします。関連資料は56ページから61ページになります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇会社〇〇〇〇、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん及び知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畠 3,016 m²及び 字〇〇〇〇番、畠 2,473 m²で〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、経営安定を図るために、日当たりが良い申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

審議番号1番の申請地の北側は農道に、東側、南側は山林に、西側は畠に接しています。

審議番号2番の申請地の北側、西側は畠に、東側は山林に、南側は農道に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、雪丸委員お願いします。

雪丸委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は62頁から64頁になります。

譲受人は、鹿児島市の○○○○さん、譲渡人は、知覧町○○の○○○○さん外1名です。

申請地は、知覧町○○○○番、畠483m²で○○○自治会に位置します。

申請人は現在、市外に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は農道に、東側は市道に、南側は宅地に、西側は畠に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、松薦委員お願いします。

松薦委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は65頁から67頁になります。

譲受人は、川辺町○○の○○○○さん、譲渡人は、鹿児島市の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○○○番、畠322m²で、○○○自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、東側は宅地に、南側は畠に、西側は市道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

審議番号5番と6番は関連がありますので、一括して報告いたします。関連資料

は 68 ヶーから 73 ヶーになります。

譲受人は、大島郡伊仙町の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん 外 2 名及び川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、福元委員お願ひします。

福元委員 報告いたします。審議番号7番です。関連資料は 74 ヶーから 76 ヶーになります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、愛知県名古屋市〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、田 349 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で電化製品等を販売する会社を経営しており、既存の倉庫が近隣の大型店舗開発に伴い取り壊しとなったことから、申請地を譲り受けて、電化製品等を保管する業務用倉庫を建築しようとするものです。

申請地の北側、南側は宅地に、東側は排水路に、西側は市道に接しています。土砂流出、日照・通風等については、周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

なお、雨水排水を西側既設用水路へ放流する計画であったことから、管理する用水組合に承諾をもらうよう要請しましたが、承諾が得られなかつたため、東側既設排水路に放流するよう指示しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号1番、2番の太陽光発電施設につきましては、市の環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

また、審議番号1番につきましては、雨水は自然流下で西側の畠(〇〇番 耕作放棄地)に流れますが、地権者の同意書が提出されています。

審議番号5番、6番の牛舎、牛の運動場につきましては、市の畜産課からの畜産経営環境保全に関する意見書が提出されています。

審議番号1番、2番の立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号3番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に医療機関、公共施設、公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号4番、7番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号5番、6番につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、農業用施設用地への用途区分変更後の転用目的が、養畜の業務のために必要な牛舎及び牛の運動場の整備であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、審議番号1番につきましては、申請面積が3,000m²を超えるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

また、審議番号5番、6番につきましては、農用地区域内農地に区分されるため、用途区分変更の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第22号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第22号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。79ヶ所を御覧ください。所有権移転です。
譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外5件です。

畠 11筆 11,642m²で、理由につきましては、規模拡大5件、受贈1件です。
取引価格につきましては、10a当たり 314千円から 456千円で、穎娃地域2件、知覧地域4件です。

続きまして、81ヶ所から 109ヶ所の賃貸借利用権の設定です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 195件です。

設定面積は、田 128筆 106,058m²、畠 187筆 277,473m²の合計 315筆 383,531m²で、穎娃地域35件、知覧地域66件、川辺地域95件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での賃貸借利用権設定につきましては、件数が14件、設定面積は、田4筆 3,688m²、畠34筆 66,358m²の合計 38筆 70,046m²で、穎娃地域4件、知覧地域4件、川辺地域6件となっております。

続きまして、111ヶ所から 115ヶ所の使用貸借利用権の設定です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 28件です。

設定面積は、田 21筆 13,630m²、畠 26筆 36,290m²、樹園地2筆 2,980m²の合計 49筆 52,900m²で、穎娃地域10件、知覧地域13件、川辺地域6件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での使用貸借利用権設定につきましては、件数が5件、設定面積は、畠3筆 3,830m²、樹園地2筆 2,980m²の合計 5筆 6,810m²で、穎娃地域2件、知覧地域3件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が10番、〇〇委員が44番、〇〇委員が75番、160番、161番、

○○委員が 93 番, ○○委員が 120 番, 187 番から 189 番, 192 番, ○○委員が 184 番について議事参与の制限に該当しますので, まず該当者のいない案件について, 全委員で審議いたします。

質問, 御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問, 御意見がありませんので, 採決いたします。

議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち, 所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件, 貸貸借利用権設定のうち, 議事参与の制限に該当しない案件について, 申請どおり適当意見とすることに, 御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって, 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち, 所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件, 貸貸借利用権設定のうち, 議事参与の制限に該当しない案件について, 申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き, 議案第 23 号のうち, 議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは, ○○委員, ○○委員, ○○委員, ○○委員, ○○委員, ○○委員の退室を求めます。

(6 人 退室)

議 長 これより, 質疑を行います。質問, 御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問, 御意見がありませんので, 採決いたします。

議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち, 議事参与の制限に該当する案件については, 申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第23号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員の入室を許可いたします。

(6人 入室)

議長 ○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員に報告いたします。議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 続きまして、日程第11 議案第24号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の訂正をお願いします。117 ページの真ん中の表の上と下から2行目の平成を令和に訂正をお願いします。

説明いたします。117 ページから 119 ページでございます。

下限面積につきましては、農地法第3条の所有権移転、賃借権等その他の使用収益権の設定、移転を許可する際の要件の一つで、権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積であります。この面積に達しない場合は許可することができないとされています。本市におきましては、直近では令和元年5月に川辺地域 30 ヘクタール、知覧及び頬娃地域 50 ヘクタール、空き家物件に接続する農地は市内全域 0.01 ヘクタールと定められています。

農業委員会は、毎年、農地面積や利用状況の変動等に応じて、下限面積の設定または変更の必要性について審議することになっています。

先ず、農地法施行規則第 17 条第1項の適用につきましては、方針としまして、現行の(1)川辺地域 30 ヘクタール、(2)知覧地域及び頬娃地域 50 ヘクタールは変更しないで提案するものです。

理由としましては、下限面積を別に定める場合は、その設定区域内においてその定めようとする面積未満の経営農家が農家総数の 40%を下回らないように算定されるものとなっており、2020 年農林業センサスの数値が未公表であり、2015 年農林業センサスの数値を用いて、算定することから、変更しないで提案するものです。

なお、2020 年農林業センサスの数値が年内に公表予定ですので、公表され次第、面積に変更が生じる場合に再度、提案することとしております。

続きまして、農地法施行規則第 17 条第2項の適用につきましては、方針としまし

て、現行の(3)南九州市空き家物件に接続する農地は南九州市全域 0.01 ヘクタール（1m²）は変更しない、で提案するものです。

理由としましては、令和元年5月 29 日施行後以降、空き家物件に接続する農地に係る4件の3条許可申請、許可がなされ、実効性が確保されていることから、変更しない、で提案するものです。

118, 119 ページにつきましては、昨年 11 月現在の県内市町村の別段面積の設定状況ですので、お目通しください。

説明を終わります。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から説明のありました件について質問、御意見はありませんか。

池田委員 40%を下回らないように算定されるとなっていますが、2015 年農林業センサスの数値を教えてください。

農地係長 頼娃地域 50 ヘクタール以上 69%, 50 ヘクタール未満 31%, 知覧地域 50 ヘクタール以上 63%, 50 ヘクタール未満 37%, 川辺地域 30 ヘクタール未満 57% です。

本木下委員 4 件の空き家物件の許可は全て移住に係る空き家バンクの案件ですか。

**森山
主任主査** 3 件はそうです。うち 1 件は将来的に移住する計画で、週末等に来て、準備を進めている案件です。

もう 1 件は、市内での転居であり、移住案件ではありません。

本木下委員 コロナの影響で、田舎への移住が増えるかもしれない、需要があるのでと思いました。

議 長 他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 24 号 下限面積（別段の面積）の設定について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号 下限面積（別段の面積）の設定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第12 議案第25号 事務局職員の任命についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 (総会資料に基づいて報告する。)

議長 これより審議を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がございませんので採決いたします。議案第25号 事務局職員の任命については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号については原案どおり承認されました。これについては、4月1日の発令となります。

議長 引き続きまして、日程第13 令和3年度農業委員会当初予算についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 先日 25日の3月議会本会議で承認いただきました令和3年度の農業委員会の当初予算について御説明申し上げます。

123 ページから事業ごとに説明します。

先ず、農政係所管に係る予算でございますが、農業委員会費は予算額23,610千円で、農業委員会の運営や事業推進に要する経費で、農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬や委員研修・会議等の費用弁償等が主なものであります。

続きまして、資料の124ページを御覧ください。

上段の一般経費でございますが、予算額6,191千円でございます。農業委員会事務局の事務に要する経費で、会計年度任用職員の報酬や農家台帳システムの保守委託料、鹿児島県農業会議、南薩地区農業委員会連絡協議会等の負担金が主なものでございます。

次に、下段の農業者年金事業費でございますが、予算額1,749千円です。農業者年金の裁定請求や新規加入推進等に要する経費で、会計年度任用職員

の報酬や加入推進謝金、複写機賃貸借料が主なものでございます。

続きまして、農地係所管に係る予算について御説明申し上げます。

125 ページ上段の遊休農地等活用条件整備事業費は、予算額 1,000 千円でございます。認定農業者等が遊休農地を解消し、利用権設定して耕作するための経費の一部を支援するもので、事業補助金として、10a 当たりの事業費限度額を 10 万円とし、その 3 分の 1 以内を補助するもので、約 3 ha 分を計上しております。

最後に、下段の農地売買等事業費でございますが、予算額は 28 千円です。県地域振興公社が行う農地売買等事業により、担い手農家への農地の利用集積を図ろうとするもので、委託業務に係る事務的経費としての、電話料、複写機使用料を計上しております。

以上で説明を終わりますが、右の欄にある報酬、旅費、需用費といった節毎の金額につきましてはお目通しください。また、詳細な積算内容については説明を省略させていただきましたので御了承いただきたいと思います。

農業委員会では、令和 3 年度も引き続き農地利用の最適化に取り組んで参りたいと考えますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 これより審議をお願いいたします。質問、御意見はございませんか。

本木下委員 遊休農地等活用条件整備事業の令和 2 年度の実績見込みを教えてくれませんか。

農地係長 歳出で約 87 万円から 88 万円です。

議長 他にありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がございませんが、これについてはあくまでも報告事項ですので、御了承をお願いします。事務局におかれましては、この予算に基づき適正な事務執行をお願いするものであります。

議長 次に、日程第 14 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第3回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時15分